

大村市条件付き一般競争入札(電子入札)共通事項説明書

1 入札参加資格

(1) 大村市条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、公告に記載する入札参加資格確認通知書（申請書受理票）を受けた者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

イ 当該入札における入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日（以下「申請書提出期限日」という。）から開札後の審査の結果、落札予定者を落札者と決定するまでの間において、大村市長から指名停止又は排除措置を受けている者でないこと。

ウ 申請書提出期限日前6か月以内及び申請書提出期限日から落札者を決定するまでの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 申請書を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること。ただし、次のいずれかに該当する関係のある者全てが同一の特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 当該入札に参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、管財人等）が、当該入札に参加しようとする他の者の役員を現に兼ねている関係

(エ) (ア)～(ウ)が複合した関係

オ 特定建設工事共同企業体を対象とした工事である場合は、ア～エで定める要件を満たす者を構成員としていること。

(2) 経営事項審査の総合評定値を入札参加資格として定めている場合において、会社法（平成17年法律第86号）の規定による合併、事業譲渡及び会社分割に伴い公告で定めている期間内に経営事項審査を受けていない者にあつては、当該期間後の日を審査基準日とする総合評定値を当該期間内の日における総合評定値とみなす。

2 入札参加申請

(1) 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、公告に記載する所定の期限までに、申請書を提出しなければならない。

期限までに申請書の提出の手続をしない者及び申請書が受理されなかった者は、競争入札に参加することができない。

(2) 入札参加者が特定建設工事共同企業体で参加する場合は、申請書のほか、特定建設工事共同企業体協定書を提出しなければならない。

- (3) 申請書の提出があったときは、「事後審査のため、暫定的に入札参加資格有」として、申請書を提出した者に対し、入札参加確認通知書(申請書受理票)を交付する。
- (4) 申請書は、大村市電子入札システムを利用して提出しなければならない。

3 設計図面及び参考資料

- (1) 設計図面及び参考資料(以下「設計図面等」という。)に関する質問がある場合は、所定の書面により持参し、又は FAX で提出しなければならない。
- (2) 現場説明会は、行わない。

4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付して提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を明示したものでなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、当該工事の入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

5 入札の方法

- (1) 入札参加者は、大村市財務規則(昭和39年大村市規則第8号)第110条の規定にかかわらず、入札金額及びくじ番号を登録した入札書並びに工事費内訳書(以下「入札書等」という。)を、大村市電子入札システムにより、あらかじめ公告で指定した日時までに提出しなければならない。
- (2) 提出した入札書等は、書き換え、引き換え、又は撤回することができない。
- (3) 入札の辞退は、入札書等の提出後においても、開札までの間は認めるものとする。
- (4) 入札参加者の名称や数は、事前に公表しない。
- (5) 落札予定者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免除事業者であるかにかかわらず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (6) 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。
- (7) 最低制限価格を設ける。なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、当該入札に関し失格者とする。

6 入札保証金

免除とする。

7 入札書等の受理

入札書等を受理したときは、入札参加者に大村市電子入札システムによる入札書受理書を発行する。

8 無効の入札

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 指定された方法以外の方法で入札書を提出したもの

イ 工事費内訳書が同封されていない入札

ウ その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

(2) 入札参加資格のある旨通知された者であっても、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

ア 落札者の決定時点において当該入札公告の入札参加資格のない者

イ 落札者の決定から本契約締結までの間において市長から指名停止又は排除措置を受けた者

ウ 工事費内訳書を提出しない者又は著しく不備のある工事費内訳書を提出した者

9 くじによる落札予定者の決定

落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者があらかじめ登録したくじ番号に基づき大村市電子入札システムにおいて、くじ引きを行い、落札予定者を決定するものとする。

10 資格審査

(1) 落札予定者を決定した場合は、速やかにその者の入札参加資格の有無を審査し、必要に応じて審査に必要な書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 前号の規定による審査により落札予定者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札予定者の入札を無効とし、当該落札予定者の次順位である者を新たな落札予定者として決定する。

(3) 前2号の規定は、前号の規定により新たな落札予定者を決定した場合について準用する。

(4) 入札参加資格確認資料の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(5) 入札参加資格確認資料は、返却しない。

11 落札者の決定

前項の規定による資格審査の結果、入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者として決定し、大村市電子入札システムにより当該落札者に落札決定通知書を発行するものとする。

12 入札結果の公表

入札の結果は、遅滞なく公表するものとする。

13 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後、大村市財務規則、大村市建設工事執行規則（昭和59年大村市規則第13号）、設計図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 4 契約条項等

大村市財務規則及び大村市建設工事執行規則による。

1 5 その他

- (1) 落札者は、下請負契約を締結した場合は、速やかに、下請負人の報告書を発注課へ提出しなければならない。
- (2) 配置予定の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）は、直接的な雇用関係にある者であること。また、主任技術者等に専任を求めた案件については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申請の申請日を含め過去に連続して3か月以上）にある者であること。
- (3) 営業所専任技術者は、主任技術者等になることができない。ただし、次の全ての条件を満たす場合に限り、主任技術者（専任を要しないものに限る。）になることができる。
 - ア 営業所専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - イ 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - ウ 工事現場と営業所がともに大村市内にあり、当該営業所との間で常時連絡をとることができる体制にあること。
- (4) 主任技術者等に専任を求めた案件又は総合評価落札方式による案件については、入札参加資格確認資料で提出した配置予定の主任技術者等は、死亡、傷病又は退職等極めて特別の事情による場合を除き、落札決定後の変更を認めない。ただし、主任技術者等に専任を求めた余裕期間設定工事において、配置予定の主任技術者等が現在従事している他工事の工期延期等により工事始期に配置できないことが明らかとなった場合はこの限りでない。
- (5) 監理技術者に専任を求めた案件について、当該監理技術者に加えて監理技術者補佐を工事現場に専任で配置するときは、当該監理技術者は専任を要せず、他工事（監理技術者補佐を工事現場に専任で配置しているものに限る。）の監理技術者を兼務することができる。ただし、兼務できる件数は2件までとする。
- (6) 落札者の決定後、本契約締結までの間において落札者の入札が無効であることが判明した場合は、新たな入札を行うものとする。
- (7) 大村市発注工事における下請業者及び資材等の調達先の選定については、市内業者を優先するよう努めること。
- (8) 入札公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、大村市財務規則及び大村市建設工事執行規則の定めるところによる。
- (9) 土木一式・建築一式・電気・管・舗装・造園・水道施設の7工種（参加条件を市内業者限定にするもののみ）については、総合数値（総合評定値＋主観点）が一定の点数以上であり、かつ、主観点が10点以上（土木一式で参加条件をAランクとするものは30点以上）であることを参加条件とする。ただし、特定建設工事共同企業体を対象とした工事、設計額が130万円を超える災害復旧を目的とする工事及び設計額が1,000万円未満の土木一式工事を除く。